

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年10月21日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。  
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GⅠグレード 0件
2. GⅡグレード 0件
3. GⅢグレード 4件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	5号機	非常用ディーゼル発電機(B)排気管の保温材に破損を確認した。当該保温材を点検・修理。	
2	5号機	非常用ディーゼル発電機(A)排気管建屋貫通部の雨よけカバーが腐食し、雨水が中央制御室空調機室(非管理区域)に入ったことを確認した。当該カバーを点検・修理。	
3	5号機	取水口除塵装置洗浄ポンプ(A)の運転時、渦巻ストレーナのフランジ部より微量の海水漏れを確認した。当該部を点検・修理。	
4	その他	大湊側焼却炉設備非放射性廃油受入ポンプの汲み上げ不良を確認した。当該ポンプを点検・修理。	